

所管部課	まちづくり部 都市基盤課		部長	金子 秀之	
件名	東大和市公園等再整備方針・再整備計画策定検討会設置要綱について				
	区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市公園等再整備方針・再整備計画の策定に当たり、学識経験者、関係団体、市民等の意見を反映させるため、東大和市公園等再整備方針・再整備計画策定検討会（以下「検討会」という。）を設置するものである。</p> <p>(1) 所掌事務 東大和市公園等再整備方針・再整備計画策定の方針・計画の策定に関して必要な事項の検討を行う。</p> <p>(2) 構成等 検討会は会議形式とし、学識経験者、関係団体、公募市民をもって構成する。 ※必要に応じて委員以外の者の出席、意見又は説明を求めることができる。 ※検討会の庶務は、都市基盤課が行う。</p> <p>(3) 期間 市長決裁の日から施行し、東大和市公園等整備方針・再整備計画策定業務委託の工期を終えるまで</p> <p>(4) 影響及び効果 検討会において方針・計画案を検討するとともに、専門的な知見及び市民意見を反映させることにより、東大和市公園等再整備方針・再整備計画の円滑な策定に資することができる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和6年7月3日 東大和市公園等整備方針・再整備計画策定業務委託締結</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに要綱制定の事務手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。